

空乗第2081号 平成5年7月7日

一部改正 国空航第852号 平成24年3月30日

計器飛行証明の実地試験に使用する航空機の等級
及び実地試験科目並びに計器飛行証明を有する者の
実地試験の取扱について

1. 単発機の限定のみを有する場合

- (1) 計器飛行証明の実地試験においては単発機による受験とする。
- (2) 単発機の限定及び計器飛行証明を有している者が、多発機の限定変更を申請する場合は、実地試験において「自家用操縦士実地試験実施細則」又は「事業用操縦士実地試験実施細則」で定める「計器飛行方式による飛行」の科目についても実施する。
- (3) 単発機の限定及び計器飛行証明を有している者が、外国で多発機の技能証明書を取得して、多発機の限定変更を申請する場合には、実地試験を行い「計器飛行方式による飛行」の科目のみを実施する。
- (4) 単発機の限定及び計器飛行証明を有している者が、外国で多発機の技能証明書及び計器飛行証明を取得して、多発機の限定変更を申請する場合には、次のように取り扱う。
 - イ 当該計器飛行証明になんらの制限を付されていない場合
実地試験を行わない。
 - ロ 付された制限がある場合（例「多発機は有視界飛行方式に限る」等）
「計器飛行方式による飛行」の科目のみを実施する。

2. 多発機の限定のみを有する場合

- (1) 計器飛行証明の実地試験においては多発機による受験とする。
- (2) 多発機の限定及び計器飛行証明を有している者が、単発機の限定変更を申請する場合は、実地試験においては「基本的な計器飛行」及び「計器飛行方式による飛行」の科目は実施しない。
- (3) 多発機の限定及び計器飛行証明を有している者が、外国で単発機の技能証明書を取得して、単発機の限定変更を申請する場合には実地試験は行わない。

3. 単発機及び多発機の限定を有する場合

計器飛行証明の実地試験においては多発機による受験とする。

4. 回転翼航空機における取扱い

回転翼航空機については、単発機と多発機のいずれでも受験は可能とする。

5. 航空法施行規則第70条の規定により計器飛行等の練習の監督者は、常時、その航空機を操縦できる場所に位置しなければならないので、操縦士が二人しか着座することが出来ない機体にあっては、試験官が着座する席がないことから、計器飛行証明の受験は不可能である。

6. その他

「計器飛行証明申請に係る特殊事例の取扱いについて」（昭和50年10月7日
付け空乗第735号）は、廃止する。

附則

この通達は、平成24年4月1日から施行する。